

選挙管理委員会会議録

1 会議名	令和6年第14回長岡市選挙管理委員会
2 開催日時	令和6年10月14日（月曜日） 午前8時30分から午前9時10分まで
3 開催場所	さいわいプラザ5階 旧介護認定室
4 出席者	(委員) 鷺尾 純一 委員長 高橋 恵子 委員長職務代理者 波多 文子 委員 上原 暁人 委員 (事務局) 青柳事務局長 綿貫次長 田村庶務担当係長 安達選挙担当係長
5 欠席者	なし
6 会議に付した事項	(1)報告 ・長岡市長選挙 投票・選挙会 ・長岡市長選挙 当選証書付与 ・投票所入場券発送 ・市区町村選管委員長書記長会議（ウェブ会議） ・衆議院解散 ・補正予算専決処分（衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 113,784千円） ・不在者投票管理者会議 ・投票用紙受領 ・選挙事務支所担当者会議 ・ポスター掲示場設置完了（市内1,105箇所） (2)議案 第76号 選挙人名簿の抹消について 第77号 選挙人名簿の登録について 第78号 在外選挙人名簿の登録について 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る議案（第79号～第81号） 第79号 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

	<p>第80号 期日前投票立会人の選任について</p> <p>第81号 投票立会人の選任について</p> <p>(3)協議</p> <p>衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開票所のレイアウト（案）について ・ 氏名等掲示の順序を定めるくじの進行について
7 会議結果の概要	<p>議案第76号から第81号まで</p> <p>原案のとおり決定</p>
8 会議の経過	
<p>委員長</p> <p>事務局長</p> <p>委員長</p> <p>選挙担当係長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>選挙担当係長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>選挙担当係長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p>	<p>ただいまから、令和6年第14回長岡市選挙管理委員会を開催する。報告事項の説明を求める。</p> <p>報告事項を説明</p> <p>議案第76号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を求める。</p> <p>議案第76号を説明</p> <p>質疑、意見はないか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第76号について、原案のとおり決することに意義ないか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第76号は、原案のとおり決した。</p> <p>議案第77号選挙人名簿の登録についてを議題とする。説明を求める。</p> <p>議案第77号を説明</p> <p>質疑、意見はないか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第77号について、原案のとおり決することに意義ないか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第77号は、原案のとおり決した。</p> <p>議案第78号在外選挙人名簿の登録についてを議題とする。説明を求める。</p> <p>議案第78号を説明</p> <p>質疑、意見はないか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第78号について、原案のとおり決することに意義ないか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第78号は、原案のとおり決した。</p> <p>衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る議案について、議案第79号の説明を求める。</p>

<p>庶務担当係長</p>	<p>議案第79号については、それぞれの委員が関係する議案となることから、地方自治法第189条第2項の規定により、その委員が審議に参加できないので、それぞれの委員が関係する部分と委員以外に関係する部分ごとに審議をする。</p> <p>なお、関係する委員は、通常、排斥により退席となるが、選挙にかかる定例議案であるので、他の委員の了承により、審議に加わらず同席のまま審議を進めてよいか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
<p>庶務担当係長</p>	<p>了承されたので、鷺尾委員長の関係する部分について審議する。</p> <p>この審議においては、鷺尾委員長が関係する議案となることから、議長を高橋委員長職務代理からお願いする。</p>
<p>職務代理者</p>	<p>鷺尾委員長に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。</p>
<p>庶務担当係長 職務代理者</p>	<p>鷺尾委員長に関係する部分を説明</p> <p>質疑、意見はないか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
<p>職務代理者</p>	<p>鷺尾委員長に関係する部分について、原案のとおり決することに異議はないか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
<p>職務代理者 庶務担当係長</p>	<p>鷺尾委員長に関係する部分は原案のとおり決した。</p> <p>鷺尾委員長に関係する部分の審議が終了したので、議長を鷺尾委員長に交代する。</p>
<p>委員長</p>	<p>続いて、高橋委員長職務代理に関係する部分について審議する。</p> <p>この審議においては、高橋委員長職務代理に関係する議案となることから、高橋委員長職務代理は審議に加わらないこととなる。</p>
<p>委員長</p>	<p>高橋委員長職務代理に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。</p>
<p>庶務担当係長 委員長</p>	<p>高橋委員長職務代理に関係する部分を説明</p> <p>質疑、意見はないか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>高橋委員長職務代理に関係する部分について原案のとおり決することに異議ないか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
<p>委員長 庶務担当係長</p>	<p>高橋委員長職務代理に関係する部分は原案のとおり決した。</p> <p>高橋委員長職務代理に関係する部分の審議が終了したので、高橋委員長職務代理は議案審議に参加する。</p> <p>続いて、波多委員に関係する部分について審議する。</p> <p>この審議においては、波多委員が関係する議案となることから、</p>

委員長 庶務担当係長 委員長	波多委員は審議に加わらないこととなる。 波多委員に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。 波多委員に関係する部分を説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	波多委員に関係する部分について原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長 庶務担当係長	波多委員に関係する部分は原案のとおり決した。 波多委員に関係する部分の審議が終了したので、波多委員は議案審議に参加する。 続いて上原委員に関係する部分について審議する。 この審議においては、上原委員が関係する議案となることから、上原委員は審議に加わらないこととなる。
委員長 庶務担当係長 委員長	上原委員に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。 上原委員に関係する部分を説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	上原委員に関係する部分について原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長 庶務担当係長	上原委員に関係する部分は原案のとおり決した。 上原委員に関係する部分の審議が終了したので、上原委員は議案審議に参加する。 続いて、委員以外に関係する部分について審議する。
委員長 庶務担当係長 委員長	委員以外に関係する部分についてを議題とする。説明を求める。 委員以外に関係する部分を説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	委員以外に関係する部分について、原案のとおり決することに異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長 委員長 庶務担当係長 委員長	委員以外に関係する部分は原案のとおり決した。 議案第80号から第81号までを一括で議題とする。説明を求める。 議案第80号から第81号までを説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第80号から第81号まで、原案のとおり決することに異議はな

<p>委員長 委員長 選挙担当係長</p> <p>委員長</p>	<p>いか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第80号から81号まで、原案のとおり決した。</p> <p>協議事項の説明を求める。</p> <p>協議事項を説明</p> <p>これにて、令和6年第14回長岡市選挙管理委員会を閉会する。</p> <p>長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>委員長 _____</p>
--	---